

資料 3

熱中症予防対策に資する効果的な情報発信に関する検討会

報告書

(案)

令和2年12月2日

熱中症予防対策に資する効果的な情報発信に関する検討会

目次

1.	はじめに	2
2.	環境省及び気象庁における取組の概要	2
3.	熱中症予防対策に係る効果的な情報発信について	3
	(1) 基本的な考え方	3
	(2) 今夏の先行的実施（関東甲信地方（1都8県））について	4
	(2-1) 先行的実施の概要及び結果について	4
	(ア) 概要について	4
	(イ) 結果について	4
	(2-2) 先行的実施の検証について	5
	(ア) 検証の概要について	5
	(イ) 検証の結果について	6
	(3) 令和3年度からの全国展開における発表概要及び行動例	8
	(ア) 発表概要（運用方法等）について	8
	(イ) 情報発表時の国民の日常生活・運動における行動例及び情報の活用について	9
	(4) 今後の検討課題（令和3年度からの全国展開以降を見据えて）	10
	(ア) 発表概要（運用方法等）について	10
	(イ) 情報発表時の国民の日常生活・運動における行動例及び情報の活用について	11
	(ウ) 令和3年度以降の検証について	11
4.	最後に	12

1. はじめに

近年、熱中症による救急搬送者数は年々増加傾向にあり¹、令和2年は特にコロナ禍での医療現場への負担増加も含め、国民生活に多大なる影響を及ぼしている。気候変動の影響を考慮すると、今後も、熱中症により1,500人以上が死亡した平成30年の夏のような災害級とも言える暑さが懸念され²、熱中症対策は気候変動への適応の観点からも極めて重要である。

適切な対応が行われれば、熱中症は防ぐことができることから、これまで、国は気象庁の高温注意情報や環境省の暑さ指数（WBGT）情報を発信して、國民に広く注意を呼びかけてきたところであり、國民の熱中症予防に対する意識は高まってきていると思われる。しかしながら、熱中症による死者数や救急搬送者数は引き続き高位で推移している状態が続いていることから、国はどのように情報を発信し、いかに國民ひとり一人の効果的な予防行動に繋げることができるかが課題となっている。

このような背景を踏まえ、環境省と気象庁は連携して、熱中症の予防対策に関する情報を國民に向けて効果的に発信することで、國民への注意喚起を強化し、命にかかる熱中症の正しい予防策の普及と周知を目指すこととした³。

このため、本「熱中症予防対策に資する効果的な情報発信に関する検討会」（以下、「検討会」という。）として、熱中症予防対策に係る効果的な情報発信の詳細について検討を行い、これまでの検討と令和2年度夏の試行の検証結果を踏まえ、今般、令和3年度からの新たな情報発信の全国展開にあたり、とりまとめを行った。

2. 環境省及び気象庁における取組の概要

令和2年3月に、環境省と気象庁が連携して、國民に向けた熱中症の予防と対策に関する情報を効果的に発信するために、環境省の「暑さ指数（WBGT）」（熱中症との相関性が高い）と気象庁の「高温注意情報」（確立された伝達経路を持つ）の両者の強みを活かした新たな情報発信を行っていくこととされた。

この情報発信について、令和2年度夏（7～10月）は一部地域（関東甲信地方の1都8県（東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、

¹ 2010年以降毎年5万人程度で推移していたところ、2018年には9万5千人超（5月～9月）、2019年には7万1千人超（5月～9月）、2020年には6万4千人超（6月～9月）の搬送者数が報告されている。（消防庁報告より）

² 令和元年夏の熱中症による死者は1,100人以上と報告されている。（厚生労働省人口動態統計より）

³ 令和2年3月13日付の環境省及び気象庁の報道発表資料より。

神奈川県、山梨県、長野県)) で「高温注意情報」の発表基準(気温 35°C)を「暑さ指数 (WBGT)」に置換え、暑さ指数 33 以上で「熱中症警戒アラート」(以下、アラートという。) を先行実施(関東甲信地方以外については従来の気温を基準とした高温注意情報を発信)された。先行的に実施されたアラートの検証を踏まえ、令和 3 年度からは高温注意情報に代えて、新たな情報が全国で本格運用される予定である。

3. 熱中症予防対策に係る効果的な情報発信について

熱中症予防対策に資する効果的な情報発信について、第 1 回～第 4 回の検討結果及び、令和 2 年夏の環境省・気象庁による取組内容は以下のとおりである。

(1) 基本的な考え方 (主に第 1 回・第 2 回検討会より)

検討会は、熱中症予防対策に資する新たな情報発信については、以下のような考え方とすることを提示した。

- 熱中症の危険性が極めて高い暑熱環境が予測される際に、その危険性に対する国民の「気づき」を促し、予防行動に繋がるものとなるよう設計する必要がある。
- 熱中症の危険性が極めて高い暑熱環境が予測される際に、効果的に活用されるよう、適切な頻度となるよう設定する必要がある。頻繁に発表されると、国民に慣れが生じ、かえって国民の予防行動に繋がらないおそれがあることから、真に必要な時に限って効果的に発表されるべきである。
- 周知する際には、情報を受けてどのような予防行動をとるべきかについての情報も、併せて周知する必要がある。その際、受け手によって情報が発表された際に取るべき行動は異なることから、受け手の特性に応じた配慮も必要である。
- 情報は、受け手が理解しやすい内容となるよう、呼びかける内容を単純化する、具体的に取るべき予防行動を含める、名称や色づかいをわかりやすいものとする、等の工夫を行う必要がある。
- 熱中症対策については、環境省や各主体が測定する「暑さ指数」や、他の様々な情報と組み合わせて、より一層推進することが重要である。
- 国民や様々な関係団体(特に学校関係や医療・保健・福祉関係)に情報が届き、実際の対策に結びつくように、関係省庁、自治体、報道機関、その他民間企業等に周知や活用について協力いただくよう呼びかける必要がある。

(2) 今夏の先行的実施（関東甲信地方（1都8県））について

（主に第3回・第4回検討会より）

(2-1) 先行的実施の概要及び結果について

環境省及び気象庁は、令和2年7月からの関東甲信地方（1都8県）での今夏の先行的実施について、以下のような形で実施した。

(ア) 概要について

(i) 発表概要（運用方法等）について

- 令和2年度夏においては、これまでの「高温注意情報」の発表基準（気温35°C以上）を「暑さ指数（33以上）」に置換え、「熱中症警戒アラート（試行）」として先行的に情報発表を実施した。
- 1都8県内の環境省の暑さ指数算出地点のいずれかで暑さ指数が33以上となることが予測された場合に、当該都県単位でアラートを発表した。
- アラートの発表基準は暑さ指数33以上としても、暑さ指数33を下回る時の熱中症の危険性についても、引き続き国民に注意を促す必要があることから、国民にアラートが出なければ安全と誤解をされることはないと想定し、環境省熱中症予防情報サイト等の従来の取組を最大限活用し、効果的な熱中症予防・対策の周知に努めた。
- アラートは報道機関の夜及び朝のニュースの際に報道されることを想定し、前日17時及び当日朝5時に最新の予測を元に発表した。
- アラートは熱中症の危険性が極めて高い暑熱環境が予測されるときに発表することで、その危険性に対する「気づき」を促し予防行動に繋げることが目的である。予測値の僅かな変化に伴う発表や解除が繰り返されると、情報発表の有り無しに关心が集まるため、熱中症への警戒に緩みが生じないよう、一度発表したアラートはその後の予測が変化し基準を下回っても取り下げない（解除しない）こととした。

(ii) 情報発表時の国民の日常生活・運動における行動例について

- アラートを発表した際に国民がどのような予防行動をとるべきか、リーフレット等で例を示し、事前に周知した。行動例を整理し、ホームページで示すだけでなく、自治体や報道機関を通じた周知をお願いする等の取組に努めた。

(イ) 結果について

(i) 今夏のアラート発表状況について

- 期間を通して1都8県のいずれかでアラートを発表した回数は、計26回（8月は20回、9月は6回）であった。なお、今夏の先行的実施におい

て、発表回数が最も多いのは神奈川県で、20回だった。最も少なかったのは長野県で、5回であった。

- 2020年は梅雨期から初夏の低温の影響により7月はアラートの発表に至らなかつたが、8月～9月の高温によって当初見込まれた程度の発表回数となつた。
- 暑さ指数33以上は、熱中症搬送者が大量⁴に発生するタイミングと良く対応しており、搬送者数のピーク（第一波）を捕捉していた。

(ii) 今夏のアラート活用状況について

- アラートの活用状況として、環境省ではLINE公式アカウントを作成し、アラートを発表した際に、登録者へのプッシュ配信を実施した。（期間中の登録者は約62,800人）
- 関係省庁では、事務連絡を通じた関係団体への周知やアプリ・SNSを通じた周知等を実施した。
- 自治体では、防災メールや防災行政無線等での呼びかけを実施したり、自治体公式アプリやホームページ等での周知を実施いただいた。
- 教育委員会・学校では、アラート発表の際の対応（現場での暑さ指数の測定、体育や行事等の中止や延期等）の検討を実施いただいた。
- 民間企業では、渋谷・原宿の大型モニターでのアラート発表情報の放映、アラート発表日の日傘レンタルサービスの無料化等にご協力いただいた。

（2－2）先行的実施の検証について

令和2年7月からの関東甲信地方（1都8県）での、今夏の先行的実施の検証については、以下のような形で実施した。

（ア）検証の概要について

- 今夏のアラートの実施による熱中症の発生状況への影響の有無を見るため、暑さ指数、アラートの発表状況、熱中症による救急搬送者数（消防庁データ）、東京23区における死者数（東京都監察医療院の速報値）の比較を行つた。
- 今夏のアラートによる住民や自治体、教育委員会における熱中症予防行動や意識の変化等を見るため、令和2年度の試行を実施した関東甲信地方を対象に、一般住民、自治体、教育委員会等への熱中症予防対策に関するウェブアンケートやヒアリング等を次のとおり実施した。
 - 一般住民を対象としたアンケート：15～89歳の男女、①8月14日～18日に1,592人、②9月14日～23日に1,590人。計3,182人

⁴ 2014～2019年の日搬送者数を少ない方から順に並べ、95%タイル値（上位5%）に当たる人数以上となった場合を大量搬送と定義した。

- 自治体を対象としたアンケート：10月1日～27日に9都県+420市区町村を対象に実施、回答数245、回収率57.1%
- 教育委員会を対象としたアンケート：10月1日～27日に9都県+420市区町村を対象に実施、回答数328、回収率76.5%
- ヒアリングについては、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、当初想定どおりではなかったものの、可能な範囲で、自治体や教育委員会、メディア関係者に対して実施
- 令和2年度の先行的実施は関東甲信地方のみで実施したが、令和3年度の全国展開を見据え、他地域についても暑さ指数と救急搬送者数等のデータの分析を行い、各地方におけるアラート発表基準等の検討を実施した。

(イ) 検証の結果について

令和2年夏の先行実地に関する検証の総評は次のとおり。なお、個別の検証の結果については次の(i)～(v)に示す。

- 「暑さ指数(WBGT)」を発表基準としてすることで、熱中症搬送者の大量発生を予測した発表となり、より確実な熱中症予防情報の提供に繋がった。
- 効果については、救急搬送者数や死亡者数の今夏のみの状況で評価することは困難であるが、アンケート調査を踏まえると、国民の行動変化に繋がっていることや、自治体・教育委員会における対策に反映されていることから、一定程度（間接的な）効果があったと考えられる。特に、熱中症の危険性が高い高齢者に対して有用なアプローチと考えられる。
- 自治体や教育委員会では、アラートの活用の有無やその方法が現場により差があったことから、全国展開の際には活用方法について具体例や指針を示しながら活用を促す必要がある。
- 热中症の発生は天候や新型コロナウイルス感染症流行に伴う社会活動の変化等に大きく影響されるため、「熱中症警戒アラート」による熱中症の発生状況への直接的な効果については、今後複数年にわたってデータを収集・分析し継続的に評価していく必要がある。

(i) アラートの発表状況と熱中症救急搬送人員数・東京23区の死亡者数との比較

- 2019年や2018年との比較や熱中症警戒アラートの対象地域と非対象地域の比較を行ったが、新型コロナウイルス感染症の流行に伴う外出自粛等が熱中症の発生状況に影響を与えた可能性も考えられる事から、熱中症警戒アラートによる救急搬送者数減少の効果の有無について今夏のデータのみで評価することは難しいと考えられる。
- さらに、救急搬送者数は、その年の天候により大きく左右されることか

ら、効果を検証するためには、単年での検証ではなく、複数年に渡って中長期的にデータを収集・分析する必要がある。

- 令和2年の東京23区における熱中症による死者200人(東京都監察医務院の速報値)と東京都における熱中症警戒アラートの発表日を比較したところ、梅雨明け後、熱中症警戒アラートが連日発表された際に、死亡者数が急激に増加していた。アラートが発表され始めた時期の対応が特に重要と考えられる。

(ii) 一般の方を対象としたアンケート

- 「熱中症警戒アラート(試行)」は6月に正式発表、7月より先行的実施開始と周知期間が短かったにも関わらず多くの人に周知され、危険な暑さに対し何らかの対応を促すことに繋がっており、一定の効果を上げたと考えられる。
- 特に高齢層に対しては高く認知され、高い割合で行動の変化を促しており、熱中症の危険性が高い高齢者に対する有用なアプローチであると考えられる。
- 今夏のアラート発表情報の入手経路は「テレビの天気予報等」がメインとなり、特に高齢層で高かったことから、引き続きテレビ等を中心とした報道機関の理解・協力を得ることが重要であるが、他世代での認知を促すためには、より幅広い媒体の活用も必要である。

(iii) 自治体を対象としたアンケート

- 回答した7割の自治体は何らかの形で熱中症警戒アラートを活用したもの、活用方法は非プッシュ型の情報発信が中心であった。今年度は試行という位置づけで、6月に正式発表、7月から先行実施開始と周知期間が短かったこと等が考えられるが、令和3年度の全国展開の際には、早めの周知とともに、自治体に対して具体例も含めてアラートの活用方法を示す必要がある。
- 何らかの形で暑さ指数を活用している自治体は5割に上ったが、アラートの全国展開に合わせより積極的な活用を働きかける必要がある。
- いくつかの自治体からは、都県より小さい地域単位でアラートを発表して欲しいという要望があった。アラートの趣旨を一層丁寧に説明し、できる限り、身近なところで暑さ指数を測っていただくよう、促していくことが重要である。
- 防災無線・メールによる周知を実施していた自治体は7割に留まっていたが、高齢者の2割は防災無線・メールから情報を得ているため、自治体の取組としてより積極的に取り入れていただくようお願いしていくべき。

(iv) 教育委員会を対象としたアンケート・ヒアリング

- 従来から、冷房設備の稼働や水筒/日傘/帽子の持参許可/推奨等、一定の熱中症対策は実施されてきたが、実施できていない熱中症対策として、学校向けの指針/ガイドライン/マニュアル等の作成が挙げられた。
- 9割以上の教育委員会がアラート発表の周知指導、8割以上の教育委員会がアラートの活用を指導していた。
- アラートの活用を指導しない理由として、既に暑さ指数や気温に基づいて対応をするよう指導しているとの回答が多かった。教育現場では一定程度天気予報や暑さ指数が活用されているが、「特になし」という回答が約3割あるなど教育委員会によって対応に差がある。
- 教育委員会や、教育機関によって対応方針が大きく異なると、現場での判断が中心となるが、個々の指導者にとっては判断の負担が大きくなるため、指針等により対応方法を示す事が求められる。

(v) 他地域における暑さ指数等のデータ分析や検証

- 先行的実施と同様に、日最高暑さ指数33以上における熱中症の大量搬送発生⁵の適中率と捕捉率⁶を求め発表基準の適正性を検証した。
- 関東甲信より西側では概ね7割以上の捕捉率となっており、気づきを呼びかける指標として適切であることを確認した。
- 暑さによる人体への影響が地域によって大きく異なることが明らかでないことや、暑さ指数(WBGT)の普及には、分かり易い指標とする事が重要と考えられるため、全国一律の基準とする事が望ましいと考えられる。

(3) 令和3年度からの全国展開における発表概要及び行動例

(主に第3回・第4回検討会より)

今夏の検証結果を踏まえて、令和3年度からの全国での本格運用における発表概要及びアラート発表時の行動例については、以下のとおりとしてはどうか。

(ア) 発表概要（運用方法等）について

- 令和3年度以降においては、これまでの「高温注意情報」の発表基準（気温35°C）を「暑さ指数(WBGT33以上)」に置き換え、全国で「熱中症警戒アラート」という名称で情報発表を実施する。

⁵ 2014～2019年の日搬送者数を少ない方から順に並べ、95%タイル値（上位5%）に当たる人数以上となった場合を大量搬送と定義した。

⁶ 適中率は、アラート発表時に熱中症による救急搬送が多く発生した割合。捕捉率は、救急搬送が多く発生した時にアラートを発表していた割合。

- アラートは高温注意情報と同じ府県予報区等を発表単位とし、発表区域内の環境省の暑さ指数算出地点のいずれかで暑さ指数が 33 以上となることが予測された場合に、発表する。
- アラートの発表基準は暑さ指数 33 以上としても、暑さ指数 33 を下回る時の熱中症の危険性についても、引き続き国民に注意を促す必要があることから、国民にアラートが出なければ安全と誤解をされることはないよう、環境省熱中症予防情報サイト等の従来の取組を最大限活用し、効果的な熱中症予防・対策の周知に引き続き努める。
- アラートは報道機関の夜及び朝のニュースの際に報道されることを想定し、前日 17 時及び当日朝 5 時に最新の予測を元に発表する（当日の実況値に基づく発表については、予防対策に十分な時間を確保できないと考えられるところから発表しない）。
- アラートは熱中症の危険性に対する「気づき」を促すものとするべきであることから、頻繁に発表・解除を繰り返すと情報の効果を損ねるため、一度発表したアラートはその後の予報が変化し基準を下回っても取り下げない。
- 情報文については、気温の情報やアラートの説明を記載するとともに、高齢者や子供等の熱中症リスクが高い方等に対する呼びかけを重視し、特に実施していただきたいことを記載する。
- アラートを表示する際の色については「赤」を基本としつつ、報道機関等にも意見を聞きながら、できるかぎり統一が図られるよう調整・検討をすすめる。
- 梅雨明けの時期等暑熱順化が十分でないと思われる状況で急激に暑くなる場合には急激に熱中症による搬送者が急増することが知られている。また、一旦涼しくなった後の高温や暑い日が続く場合等、アラートの発表基準には届かないものの熱中症の危険性が高い状況下の注意喚起については、向こう 1 週間から 2 週間の気温予想等をもとに環境省と気象庁で会見や報道発表を実施する等の何らかの方法での対応を検討する。

(イ) 情報発表時の国民の日常生活・運動における行動例及び情報の活用について

(i) 行動例について

- アラートが発表された際に国民がどのような行動をとるべきか、リーフレット等で例を分かりやすく示し、事前に周知する。また、その際の行動例を整理し、ホームページで示すだけでなく、自治体や報道機関を通じた周知をお願いする等の取組に努める。
- アラートが発表された際、高齢者等の熱中症リスクの高い方に対しては、身近な方から、昼夜問わずエアコン等を使用するよう「声掛け」をする。

- アラートが発表された際、「声掛け」のほか、「気温・湿度・暑さ指数の確認」、「外出はなるべく避ける」、「外での運動は、原則、中止／延期をする」、「熱中症予防行動を普段以上に実践する」ことも併せて呼びかける。
- 高齢者のほか、乳幼児や学童、持病のある人、肥満の人、障害者等の「熱中症弱者」に対しては、特に注意いただくよう呼びかける。

(ii) 情報の活用について

- アラートが発表された際には、環境省のLINE公式アカウントで、引き続き登録者へのプッシュ配信を実施するとともに、暑さ指数31（危険）や28（厳重警戒）の際にも注意を呼びかける。また、気象庁ホームページや環境省熱中症予防情報サイト、「暑さ指数メール配信サービス」、環境省ツイッター等でもアラートの発表情報の周知等を実施する。
- 関係省庁では、事務連絡を通じた関係団体への周知やアプリ・SNSを通じた周知等を引き続き実施する。
- 自治体では、防災メールや防災行政無線等での呼びかけを実施したり、自治体公式アプリやホームページ等での周知を引き続き実施いただくよう協力を依頼する。
- 教育委員会・学校では、アラート発表の際の対応（現場での暑さ指数の測定、体育や行事等の中止や延期等）の検討を引き続き実施いただくよう協力を依頼する。
- 民間企業では、まちなかの大型モニターでのアラート発表情報の放映、アラート発表日の日傘レンタルサービスの無料化、ホームページやアプリ等でのさらなる周知等に引き続きご協力いただけるよう、またさらに協力をいただける企業が増えるように努める。

(4) 今後の検討課題（令和3年度からの全国展開以降を見据えて）

（主に第3回・第4回検討会より）

令和3年度からの全国展開の際の留意事項及び今後検討を続けていくべき課題には次のようなものがあると考えられる。

(ア) 発表概要（運用方法等）について

(i) アラートの発表基準

- アラートの発表基準については、令和3年度以降の実施状況を踏まえて、今後も必要に応じて検討を行っていく。
- アラートの発表の対象とする地域単位を、府県予報区等よりも細かい単位と設定することについては、情報の受け手に対する効果を十分に検討したうえで、アラートとは別の手段による情報提供を検討する。

- ・ 適中率や補足率を上げるための方法については、引き続き検討する。
- ・ 発表基準となる暑さ指数（WBGT）の精度向上及び認知度向上については、引き続き検討する。

(ii) 情報の伝達方法・経路について

- ・ アラート発表時の色づかい等については、報道機関等の協力も得ながら、情報の受け手である国民に普及するよう、できる限り統一が図られるよう、引き続き検討する。
- ・ アラートの伝達については、各種団体に協力を呼びかけ、報道機関以外でも、メールやアプリ、ホームページ、デジタルサイネージ等の様々な媒体での伝達を推進していくことが望ましい。具体的な方法については引き続き検討する。

(イ) 情報発表時の国民の日常生活・運動における行動例及び情報の活用について

- ・ アラートが発表された際に国民がどのような予防行動をとるべきかに関する情報の内容やより幅広い周知の方法については、令和3年度以降、関係省庁や自治体等とも相談をしながら、引き続き検討する。
- ・ アラートは幅広く気づきを促す情報であるため、発表時の各現場での暑さ指数（WBGT）は各自で測定し、行動を判断していただくことが重要であり、その点を周知する必要がある。その具体的な方法を引き続き検討する。
- ・ アラート発表時の高齢者等の熱中症弱者への対策について、特にエアコンの使用の徹底及び周りの方からの声掛けの推進等を呼びかけていく必要があり、具体的な方法を引き続き検討する。
- ・ アラート発表時の児童・生徒等への対策について、各学校現場が判断に困らないよう、発表時の行動、対応のルール化・指針化や参考となる事例の提供等について、具体的な方法を引き続き検討する。
- ・ 検証結果より、男性及び若年者の方が、アラートの発表情報の認知及び発表を受けた行動を実施している人が少ない傾向にある。そのため、特に男性や若年者への予防行動の促進について、具体的な方法を引き続き検討する。

(ウ) 令和3年度以降の検証について

- ・ 令和3年度の全国展開以降、定期的に熱中症警戒アラートの発表状況等を踏まえた検証を実施する。
- ・ 検証として、熱中症警戒アラートの発表状況と暑さ指数、熱中症救急搬送人員数、死者数等のデータを用いた相関分析やアンケートや関係機関等へのヒアリング等の実施によるアラートの効果の算出に務める。

- ・ 検証を踏まえて、継続的に検証を重ね、今後の検討課題（ア）（イ）の改善に繋げる。

4. 最後に

環境省及び気象庁には、本報告書を踏まえ、令和3年度の全国でのアラートの本格運用開始にあたっては、国民の熱中症予防行動に繋がるようアラート発表時の具体的な対応方法を示しながら周知を行うとともに、関係機関に組織的な対応を促し、熱中症の発生や搬送者・死亡者の減少に繋がるようしっかりと取り組んでいただきたい。また、令和3年度以降も引き続きデータの収集・分析を行い、取組の評価・改善に努めていただきたい。

「熱中症予防対策に資する効果的な情報発信に関する検討会」

1. 構成員等

(委員) (敬称略。五十音順。◎は座長。)

- 朝比奈徳洋 株式会社セレスボ執行役員事業支援部副部長
井田 寛子 気象予報士
井上 保介 総合大雄会病院副院長救命救急センター救命救急科
小川 謙司 東京都環境局地球環境エネルギー部長
◎小野 雅司 国立環境研究所環境リスク・健康研究センター客員研究員
川原 貴 日本スポーツ協会スポーツ医・科学委員会委員長
小林 教子 熊谷市市民部長
日下 博幸 筑波大学計算科学研究センター教授
戸田 芳雄 学校安全教育研究所代表
中井 誠一 京都女子大学名誉教授
橋爪 尚泰 日本放送協会報道局災害・気象センター長
堀江 正知 産業医科大学副学長
松尾 良太 一般社団法人日本イベント産業振興協会常務理事(兼)事務局長
松本 吉郎 公益社団法人日本医師会常任理事
松本 孝朗 中京大学スポーツ科学部スポーツ健康科学科教授
三宅 康史 帝京大学医学部救急医学講座教授・附属病院高度救命救急センター長
日々澤 肇 東京都医師会理事(日々澤醫院院長)

(事務局) 環境省、気象庁

2. 令和2年度開催状況

- 第1回 4月22日(水) 13:30-15:30 ウェブ開催
- 第2回 5月27日(水) 15:00-17:00 ウェブ開催
- 第3回 10月19日(月) 15:30-17:30 ウェブ開催
- 第4回 12月2日(水) 13:30-16:00 ウェブ開催

3. 資料

- 第1回検討会資料
- 第2回検討会資料
- 第3回検討会資料
- 第4回検討会資料